

出荷制限指示後の管理の考え方(茶)

茶の出荷管理については、関係市町等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町からの出荷管理

(1) 出荷者対策

県は、当該市町、神奈川県農業協同組合中央会及び農業協同組合等、関係機関の協力を得て、茶の出荷制限が指示された相模原市、松田町及び山北町における生産者及び製茶工場に対し、出荷を行わないよう要請するとともに、製茶工場には、当該市町産の茶葉を使用しないよう要請する。

また、市町等及び県関係機関等を通じて周知の徹底を図る。

(2) 流通対策

県内の荒茶工場及び仕上げ茶工場に対し、出荷制限が指示された市町の茶葉を扱わないことを要請するとともに、ホームページにおいて周知を図る。

2 制限区域外の市町村からの茶葉出荷への対応

出荷制限が指示された市町村以外の市町から産出される茶については、荒茶検査の結果を踏まえて流通させるよう要請するとともに、出荷先の捕捉を可能とするよう、株式会社神奈川県農協茶業センター等出荷団体に対し、入荷先、販売先等の記録の保存を求める。